

保険・年金 フォーカス

EU ソルベンシー II の動向 —EIOPA が ORSA（リスクとソルベンシーの 自己評価）に関する監督評価を公表—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

EIOPA（欧州保険年金監督局）が、2017年6月19日に、ORSA（Own Risk and Solvency Assessment：リスクとソルベンシーの自己評価）についての監督評価「EIOPA's Supervisory Assessment of the Own Risk and Solvency Assessment—First experiences—（EIOPAのリスクとソルベンシーの自己評価の監督評価—最初の経験—）」¹を公表した。

今回のレポートは、この監督評価の内容について報告する。

2—今回の ORSA に関する監督評価の概要

1 | ORSA とソルベンシー II における位置付け

ORSA とは、「保険会社自らが現在及び将来のリスクと資本等を比較して資本等の十分性評価を行うとともに、リスクテイク戦略等の妥当性を総合的に検証するプロセス」²のことであり、保険会社のリスク管理とソルベンシーの将来の自己評価の原則を説明するリスク管理ツールである。

ソルベンシー II 指令第 45 条に基づき、リスク管理制度の一環として、（再）保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価を実施することが求められる。ソルベンシー II は、Pillar I（定量的要件）、Pillar II（定性的要件）、Pillar III（情報開示）の 3 つの柱から構成されているが、ORSA は、Pillar II の定性的要件の 1 つとして、ガバナンス態勢の一部を構成するものとなっている。

ORSA については、EIOPA が 20 項目からなるガイドライン³を公表しているが、あくまでもプリンシプル・ベースでの規定内容となっている。

¹ プレス・リリースは、<https://eiopa.europa.eu/Publications/Press%20Releases/2017-06-19%20ORSA%20statement.pdf>
報告書は、https://eiopa.europa.eu/Publications/Supervisory%20Statements/EIOPA-BoS-17-097_ORSA_Supervisory_Statement.pdf

² 金融庁による報告書「保険会社におけるリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSA レポート）及び統合的リスク管理（ERM）態勢ヒアリングに基づく ERM 評価の結果概要について」（2016.9.15）における脚注説明による。

³ https://eiopa.europa.eu/GuidelinesSII/EIOPA_Guidelines_on_ORSA_EN.pdf

2 | 監督評価の基礎となるデータ

今回の EIOPA の ORSA に関する監督評価は、2016 年のソルベンシー II 実施後の、欧州経済圏 (EEA) の国家監督当局 (National Supervisory Authorities : NSAs) によって、実施された検査と、収集された情報に基づいている。

3 | 監督評価のポイント

今回の監督評価では、第 2 章において、EIOPA がさらなる改善が必要と考える点として、以下の 3 つの点を挙げている。

第 1 : 取締役会は ORSA プロセスにもっと積極的に関与する必要がある。

第 2 : 標準式からの偏差の必要性は適切に評価されるべきである。

第 3 : ストレステストシナリオの品質を改善する必要がある。

第 1 の点に関して、EIOPA は、ソルベンシー II の導入以後、大多数の保険会社において、ORSA プロセスの実施において進展がみられたと述べたが、特に重要な懸念点として、取締役会が ORSA プロセスに積極的に関与していないこと、を挙げている。

第 2 の点に関しては、ソルベンシー II の標準式は EIOPA によって開発され、承認されているが、保険会社はリスク管理の点でそれに「過度に依存している」と述べている。EIOPA は、必要資本を決定するために、企業のリスクプロファイルと標準式との間の重大な偏差を評価することの重要性を強調している。

第 3 の点に関しては、ストレステストでは、ORSA プロセスで使用されているストレステストシナリオの品質に特に注意を払う必要があるとし、「リバースストレステストの使用やリスク評価の範囲を含め、全ての潜在的なリスクの影響をカバーする必要がある。」としている。

なお、第 3 章においては、被監督会社に対して、国家監督当局から与えられたフィードバックについて説明している。

EIOPA のプレス・リリース資料は、以下の通りとなっている。

EIOPA CALLS FOR FURTHER IMPROVEMENT IN THE ORSA IMPLEMENTATION

EIOPA は、ORSA 実施のさらなる改善を求める

- ・(再) 保険会社は、リスクとソルベンシーの自己評価 (ORSA) プロセスの導入を進めているが、さらなる改善が必要だ。
- ・(再) 保険会社の取締役会は、ORSA プロセスにおいてより積極的な役割を果たす必要がある。
- ・標準式からの偏差は適切に評価され、重要であれば全体的なソルベンシーニーズに反映されるべきである。
- ・ORSA プロセスで使用するストレステストシナリオの品質をさらに改善する必要がある、リスク評価は全ての潜在的なリスクの影響をカバーする必要がある。

フランクフルト、2017年6月19日・本日、欧州保険年金監督局（EIOPA）は、欧州（再）保険会社が ORSA プロセスをどのように実施したかについての最初の監督経験を概説する監督声明を発表した。この声明は、国家監督当局によって実施されたソルベンシー II の枠組みの下での ORSA の監督評価に基づいている。

この分析は、（再）保険会社の大多数が ORSA プロセスの実施において良好な進歩を示したことを示している。この積極的な進歩にもかかわらず、EIOPA はさらなる改善の必要性を認識している。特に、管理、経営、監督機関の ORSA への関与は、より大きな程度まで必要とされている。取締役会メンバーは、ORSA プロセスにおいてより積極的な役割を果たし、戦略的な意思決定プロセスにおいて、この重要なリスク評価をより明白に考慮する必要がある。

さらに、EIOPA の分析は、リスク管理に関する標準式に対する保険会社の過度の依存を示している。したがって、EIOPA は、ソルベンシー全体のニーズを適切に判断するために、企業のリスクプロファイルの標準式からの重要な偏差を徹底的に評価することの重要性を強調している。リバーストレステストの使用を含む、ORSA プロセスで使用するストレステストシナリオの品質や、全ての潜在的リスクの影響をカバーするために、さらなる改善が必要なリスク評価の範囲に、特別な注意が払われる必要がある。

EIOPA の Gabriel Bernardino 会長は次のように述べている。

「EIOPA は、ORSA プロセスの実施における（再）保険会社の進展を歓迎する。同時に、EIOPA は、この重要なリスク管理ツールを会社のビジネス戦略により良く統合させるために必要なさらなる改善を求めている。この将来を見据えたリスクとソルベンシーの自己評価は、欧州の消費者を保護し、欧州の金融安定性を確保するために重要である。」

3—今回の ORSA に関する監督評価の具体的内容

今回の ORSA に関する監督評価の具体的内容については、エグゼクティブサマリー等に基づけば、以下の通りとなっている。

1 | 第2章「ORSA 報告書の改善領域」について

(1) 重要な機能を含む ORSA プロセス

（再）保険会社の大部分は、ORSA プロセスの実施において良好な進歩を遂げた。主要な機能保有者の関与を含む ORSA プロセスは、保険会社の大多数が適切に実施している。

しかし、EIOPA は、ORSA の方針や評価に使用されるデータの質など、ORSA のプロセスをさらに詳しく説明するよう、特に小規模会社に奨励している。

(2) AMSB の関与と戦略的経営判断における ORSA 結果の埋め込み

管理、経営、監督機関(administrative, management or supervisory bodies :AMSB)のメンバーは完全には関与していないようで、ORSAプロセスの重要な部分に挑戦していない。これは、リスク評価やストレステストやシナリオテストを含む方法論の使用などの ORSA の結果に影響を与える。

殆どの会社は、ORSA の評価、特に全般的なソルベンシーニーズの評価に関して、適切な将来を見据えての観点と時間枠を適用している。しかしながら、欧州の保険会社の AMSB メンバーの過半数によって採用された戦略的経営判断には、ORSA の結果が反映されていない。ORSA の結果は、意思決定プロセスにまだ適切に組み込まれていない。現在の実施段階では、関連する要件を満たしておらず、さらなる改善が必要である。

こうした分析を踏まえて、エグゼクティブサマリーでは、以下の通り、まとめられている。

管理、経営、監督機関のより大きな関与が必要:

EIOPA は、会社は ORSA プロセスにおける管理、経営、監督機関 (AMSB) の関与を改善することを奨励する。取締役会メンバーは、トップダウン・アプローチに従い、ORSA 評価において積極的な役割を果たすことが期待されている。EIOPA は、AMSB メンバーが、事業の全体的なリスク管理を強化するために、戦略的意思決定プロセスにおいて ORSA の結果を使用することを期待している。

(3) 全ての重要なリスクのリスク評価

EIOPA は、適切なリスク評価を実行するための会社の事業計画分析の重要性、継続的なベースでの全体的なソルベンシーニーズと資本要件の評価が、リスク評価で特定された重要なリスクに基づいていること、全体的なソルベンシーニーズの評価において、特定化された重要なリスクが資本およびその他の手段によってカバーされているという事実を強調している。

ORSA のリスク評価は、会社自身のリスク評価である。したがって、EIOPA は、会社が、特定の会社の特徴、ビジネスモデル、リスクプロファイルに基づいて、ソルベンシー II 指令の標準的な分類だけでなく、彼ら独自のリスク分類またはタイプを使用することを奨励している。

保険グループが実施する ORSA のリスク評価では、例えば、グループ内取引や会社の相互接続に関連するリスク等、グループ固有のリスクに関してさらなる改善が必要である。EIOPA は、リスク評価がグループの構造に起因する潜在的なリスクを反映しているかどうかをより適切に評価するように、保険グループに奨励する。

また、グループ構造における単体企業は、例えば、事業モデル、会社が事業展開する保険市場の特徴、会社の個別のリスクプロファイルに関して、単体企業の全ての関連特性を適切に反映するために、彼ら自身の ORSA プロセスを採用すべきである。

こうした点を踏まえて、エグゼクティブサマリーでは、以下の通り、まとめられている。

リスク評価の範囲がさらに拡大されるべき:

ORSA の要件によれば、会社は、定量化できないものを含め、現在または潜在的な全ての重要なリスクを評価する必要がある。調査結果は、リスク評価が必ずしも全ての潜在的なリスクを含んでいるとは限らず、多くの場合、事業モデルおよび事業の戦略的管理行動に関連していないことを示している。従って、EIOPA は、会社がリスク評価の範囲を広げ、リスク分析を深めることを推奨している。

(4) 標準式と ORSA

個々の（再）保険会社が、その特定のリスクプロファイルが標準式に対してなされている仮定からどのように逸脱しているかを理解することは重要である。リスクプロファイルが標準式に基づくソルベンシー資本要件の基礎となる仮定から逸脱する重要性についての会社の評価の質は、さらに改善が

必要である。欧州全域の国家監督当局は、提出されたいくつかの ORSA 報告書にこの ORSA 評価が不足していると指摘した。

標準式は、仮説的で平均的な会社に基づくモデルであるため、EIOPA は、全ての会社が、標準式に対して行われた仮定から軽度および/または重大なレベルで逸脱すると予想している。そのような偏差が重要であるかどうかを理解することになる ORSA における会社自身の評価が要求される。この評価は、会社が全体的なソルベンシーのニーズを計算する上で適切な見解を定義するのに役立つ。EIOPA は、全体的なソルベンシーのニーズを計算する際に、会社による標準式への過度の依存を示すケースを観察した。EIOPA は、標準式への自動的な依存は、ORSA の目的に適していないと考えている。

会社は、SCR（ソルベンシー資本要件）計算の基礎となる仮定からのリスクプロファイルの偏差の少なくとも定性的評価を行うことが期待されている。この偏差が重要な場合、EIOPA は、会社が、ORSA 報告書において、この偏差の推定および資本ニーズへの影響を報告することを期待している。

EIOPA は、全体的なソルベンシーニーズ計算において、全ての会社が自身の方法を使用する必要性を強調し、比例原則を考慮して、あまり複雑でないリスクプロファイルを有するより小規模の会社が、限られた範囲でそれらを適用することを支持する。これらの会社は、例えば、最も重要なリスク・モジュールまたは見積りに基づいてのみ自身の方法を基礎とすることができる。

この項目については、以下のようにまとめられている。

会社による標準式への過度の依存：

会社のリスクプロファイルが標準式の下でのソルベンシー資本要件の基礎となる仮定から逸脱する重要性の評価は、さらに改善されるべきである。EIOPA は、全ての会社が、全体的なソルベンシーニーズを計算する際に、比例原則を考慮して、特定のリスクプロファイルの評価を行うことを期待している。

なお、保険会社が標準式からの偏差を考慮するように求められている例の 1 つは、規則によれば資本チャージを必要としないがそれにもかかわらずリスクを負うソブリン債に対する評価であると考えられている。

(5) ストレステストの品質

ストレステストは、会社の全体的な資本ニーズを決定するために適用されるべきである。ストレステストのシナリオを選択する際には、特に以下の基準を考慮することが重要である。

- ・適用されるストレステストは、リスク選好度を考慮して、会社のリスクプロファイルを反映している。
- ・同時に起こっているいくつかの主要事象の実現が適切に考慮されている。
- ・将来的に可能な経営行動が現実的に検討されている。適用される仮定の重大性およびシナリオの多様性および信頼性は、会社のリスクプロファイルに対して適切である。

ORSA で使用されるストレステストやシナリオ分析では、主要な脆弱性や重要なリスク要因やその他の重要な変数（例えば、将来の業績予想など）を特定することによって、会社のソルベンシーポジションに挑戦する必要がある。

比例原則を考慮すると、ORSA で実施されるストレステストとシナリオ分析の複雑さは、会社によ

って異なる場合がある。より複雑ではないリスクプロファイルを持つ会社は、ストレステストの重要なリスクのみを選択したり、簡略化された方法を適用することができる。

EIOPA の意見によると、リバースストレステストの使用は、ORSA における良好な実践である。

長期保証 (LTG) 措置および経過措置を適用する場合、規制資本要件および技術的準備金の継続的な遵守の評価は、その措置を適用した場合と適用しなかった場合で計算される ORSA 結果を報告する必要がある。より複雑ではないリスクプロファイルを持つ小規模会社は、会社の SCR に重大な影響を及ぼす措置を除けば、使用された LTG 措置および経過措置毎に個別に継続的な遵守を強調する必要はない。

この項目については、以下のようにまとめられている。

リバースストレステストおよび ORSA 評価で使用するシナリオを含むストレステストの品質は、さらに改善される必要がある：

使用されるストレスは、会社や会社の事業がさらされる可能性のある潜在的なリスクとそのようなリスクを管理するために必要なソルベンシーを、会社が、先見的な考え方で適切に評価することを可能にすべきである。EIOPA は、会社がストレステストの質をさらに向上させることを奨励する。

2 | 第 3 章「業界に対する NSAs のフィードバック」について

ORSA の質に関する国家監督当局 (NSAs) からのフィードバックは、欧州各地で異なっている。一般的に、国家監督当局は会社にはフィードバックを与え、彼らの ORSA に関して会社とのさらなる協議を要請する。

会社にはフィードバックを提供する場合、国家監督当局は、国家保険市場およびその他の国家問題の特殊性を精緻化し、考慮に入れる。EIOPA は、より親密でより関与している監督の対象となる会社が、彼らの ORSA の質に関して、比例的により細分化されて、すなわちより個々のフィードバックを受け取ることを期待している。

(1) 個々のフィードバック

31 の国家監督当局のうちの 23 は、2016 年末までに個々のフィードバックを会社には提供していた。個々のフィードバックの仕様は様々であり、口頭でのフィードバック (例えば、AMSB との会議中、現場検査中、ORSA に対する責任を有する主要機能保有者との電話を通じて) またはそれぞれの会社への書面で与えられる。

(2) パブリック・フィードバック

31 の国家監督当局のうちの 20 は、2016 年末までに受け取った ORSA 報告書の質について、保険部門に対してパブリック・フィードバックを提供していた。

パブリック・フィードバックは、監督された全ての会社に対する監督レターによって与えられるか、またはそれぞれの国家監督当局のウェブサイトまたは公的な議論の形で公表される。これらの議論は、フォーラム、パネル、セミナーまたはワークショップで行われる。業界団体とのディスカッションもここに含まれている。

31 の国家監督当局のうちの 18 は、2016 年末までに個々とパブリックのフィードバックを組み合わせることを選択した。

4—まとめ

今回の EIOPA による ORSA に対する監督評価は、あくまでも今後の ORSA の充実に向けての第 1 歩であると考えられている。**2—1** | で述べたように、EIOPA はガイドラインを公表しているが、その内容はプリンシプル・ベースである。保険会社はこのガイドライン等に従って、ORSA を実施し、その内容を監督当局に報告しているが、その内容については、まさに各社の ORSA に対する考え方を反映して、多様なものとなっているようである。さらには、各国の保険市場や資産運用市場の特性等も反映して、各国の監督当局の焦点の置き方も異なっているものと思われる。

EIOPA は、ソルベンシー II における Pillar I の定量的要件においては、できる限り統一的な形での共通の基準作成を目指していると思われるが、今回の監督評価を見る限り、Pillar II の定性的要件の一つである ORSA に関しては、その趣旨から明らかなように、より各社の実態に応じた適切な自己評価を強く推奨している。EU は 1 つの経済圏を目指しているが、こと保険市場に関しては、様々な多様性を有する状況にあることを反映して、ORSA に関しては、より各国や各社の特性にマッチした、会社による経営管理や監督当局による管理が行われていくことになるものと思われる。

いずれにしても、監督当局からのフィードバック等を受けて、今後各保険会社がどのような対応を行っていくのかは注目されることとなる。

EIOPA の評価やそれを受けた保険会社の対応については、日本における ORSA を考えていく上でも参考になるものであることから、今後の動向については引き続き注視していくこととしたい。

以 上